

配水管布設費用の負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第5条第2項及び蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年蒲郡市水道管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第2条の規定によるもののほか、給水装置の新設又は改造に伴う配水管布設工事の費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代用配水管 給水装置の新設又は改造の工事のために市が布設する配水管のうち、口径75ミリメートルまでのものをいう。
- (2) 申込者 給水装置の新設又は改造の工事の申込者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げる工事をいう。

- (1) 配水管が埋設されていない土地に接する道路に布設する口径75ミリメートルを超える配水管布設工事
- (2) 配水管が埋設されていない土地に接する道路に布設する代用配水管布設工事
- (3) 市街化区域内で公道に埋設する給水管の延長が10mを超える場合において、公道に埋設する給水管の延長を短くするために布設する配水管布設工事
- (4) 布設されている配水管が、分岐予定の給水管口径以下の場合、又は給水管口径より大きな口径であっても分岐予定の給水装置による水の使用量が著しく過大であると想定される場合において、配水管の一部を増径する布設替工事

(工事の申込)

第4条 申込者は、前条第2号に該当する工事をするときには、代用配水管布設願（別記様式）を市長に提出するものとする。

(負担区分)

第5条 第3条第1項第1号の配水管布設工事に要する費用（以下「配水管布設工事費」という。）は、申込者の負担とする。

2 第3条第1項第2号の代用配水管布設工事に要する費用（以下「代用配水管布

設工事費」という。)は、施行規程第6条第1項の規定により、当該代用配水管から給水装置の分岐1件につき40メートルに相当する額を除き、申込者の負担とする。

3 第3条第1項第3号の配水管布設工事費は、施行規程第6条第1項の規定を準用する。ただし、分岐予定の給水管が口径50ミリメートル以上のときは、申込者の全額負担とする。

4 第3条第1項第4号の配水管の一部を増径する布設替工事に要する費用(以下「配水管布設替工事費」という。)は、施行規程第6条第1項の規定を準用する。ただし、分岐予定の給水管が口径50ミリメートル以上のときは、申込者の全額負担とする。

5 市長が必要と認めたときは、前各項の規定にかかわらず、費用の全部又は一部を市が負担することができる。

(工事費の算出方法)

第6条 代用配水管工事費、配水管布設工事費及び配水管布設替工事費(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 諸経費
- (5) その他特別な費用

(工事費の納入)

第7条 申込者は、工事費の概算額を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 概算額は、工事完了後に精算するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の配水管布設費用の負担に関する要綱の規定による別記様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。